

2. 幅員構成要素の規定

(単位:m)

2.1 普通道路

種別	級別	車線	中央帯		路肩		歩道	自転車歩行者道	自転車道	植樹帯 (標準)	停車帯
			全体	側帯	左側	側帯					
1種	1級	3.50 3.75	4.50以上(2.00)	0.75(0.25)	2.50以上(1.75)	0.75(0.50)					
	2級	3.50 3.75	4.50以上(2.00)	0.75(0.25)	2.50以上(1.75)	0.75(0.50)					
	3級	3.50	3.00以上(1.50)	0.50(0.25)	1.75以上(1.25)	0.50(0.25)					
	4級	3.25	3.00以上(1.50)	0.50(0.25)	1.75以上(1.25)	0.50(0.25)					
2種	1級	3.50 3.25	2.25以上(1.50)	0.50(0.25)	1.25以上	0.50					
	2級	3.25	1.75以上(1.25)	0.50(0.25)	1.25以上	0.50					
3種	1級	3.50	1.75以上(1.00)	0.25	1.25以上(0.75)		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	
	2級	3.25 3.50	1.75以上(1.00)	0.25	0.75以上(0.50)		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	
	3級	3.00	1.75以上(1.00)	0.25	0.75以上(0.50)		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	
	4級	2.75	1.75以上(1.00)	0.25	0.75以上(0.50)		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	
	5級	4.0 3.0 (車道)			0.50以上		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)		
4種	1級	3.25 3.50	1.00以上	0.25	0.50以上		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	2.50(1.50)
	2級	3.00	1.00以上	0.25	0.50以上		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	1.50	2.50(1.50)
	3級	3.00	1.00以上	0.25	0.50以上		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)	(1.50)	2.50(1.50)
	4級	4.0 3.0 (車道)			0.50以上		2.00 {3.50}	3.00 {4.00}	2.00以上(1.50)		

- 注 1) は、交通状況による車線幅員の特例値、〔 〕は、必要に応じて設けるもの、()は、特例値、{ }は、歩行者の交通量が多い道路の場合。
 2) 側帯の値は、中央帯、路肩の全体幅員の一部である。
 3) トンネルの路肩の幅員は、第1種第1級、第1種第2級にあっては1.00m、第1種第3級、第1種第4級にあっては0.75m、第3種にあっては0.50mとすることができる。
 4) 第1種第2級から第4級の道路にあって、同方向の車線の数が1(往復2車線)の道路における路肩の幅員は、上表と別に定めている。
 5) 歩道、自歩道に横断歩道橋若しくは地下横断歩道を設ける場合にあっては3.00m、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2.00m、並木を設ける場合にあっては1.50m、ベンチを設ける場合にあっては1.00m、その他の路上施設を設ける場合にあっては0.50mを加えた値とする。
 6) 植樹帯の幅員は必要に応じ標準値を超えた適切な値とすることができる。
 7) 歩道、自歩道には必要に応じ歩行者の滞留の用に供する部分(歩行者広場)を設けることができる。
 8) 軌道敷の幅員が単線の場合3.00m、複線の場合6.00mとする。